デジタル地図（奈良市GIS基盤地図デジタルデータ）の利用手続フロー

START　フローを順に進み　**申請不要**　となった段階で申請は必要ありません。

Q1 作成する成果品は、地図としての利用を想定していますか？

Q1 地図としての利用を想定していない例

・ハンカチ、Ｔシャツ、紙袋、メモ帳、セロハンテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの

NO → **申 請 不 要**

出典明示でご利用いただけます。

※奈良市の地図等を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。
編集・加工した情報を、あたかも奈良市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。
（出典記載例）
・出典：奈良市作成2500分の1デジタル地図
・デジタル地図2500（奈良市）を加工して作成

YES ↓

Q2 成果品を不特定多数の者に提供しますか？

NO → 申請不要

Q2 不特定多数に提供しない例

・私的利用
・社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
・論文、試験問題に利用
・一時的な資料として利用（利用後保管せず廃棄する場合等）

YES ↓

Q3-1 作成する成果品が測量成果としての正確さを要しますか？

NO → 申請不要

Q3-1 測量成果としての正確さを要しない例

・博物館等における展示物として利用、看板として利用
・テレビ番組、ニュース番組、アニメ、ドラマ、動画配信等で利用
・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）
・地図が見開きページに収まる書籍、冊子（ガイドブック、新聞、広報誌等）
※Q3-3①国土の管理に関わる地図情報に該当しても、見開きページに収まる場合は申請不要

YES ↓

Q3-2 作成する成果品に「位置座標」はありますか？

NO → **Q3-3 以下の①～③のいずれかに該当しますか？**

①国土の管理に関わる地図情報を作成（管内図、ハザードマップ、その他の防災マップ、各種公共事業計画・施設管理図、その他国土の管理に関わる地図情報）
②国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線、河川）、道路、地名、行政界ほか）を実質的に異なる表記に変更している
③販売している刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できないものを作成

→ **NO** → 申請不要

YES ↓

YES ↓

Q4 利用の形態は、以下の複製または使用のどちらに該当しますか？

複製（測量法第４３条）
・測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの
・測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
・測量成果の情報を読み取って作り変えることはしていない

→ 複製承認申請（測量法第43条）

使用（測量法第４４条）
・基の測量成果の情報を読み取って、基の測量成果に手を入れて別種の地図を作成しているもの
・測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成
・数値地図（国土基本情報）等（ベクトルデータ）を使用して紙地図（ラスター画像）を作成

→ 使用承認申請（測量法第44条）